

第7回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月14日(水) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第3会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	7番	足立恵一
	10番	濱田孝
最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 6番 古徳哲郎

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画(案)について

議案第33号 農用地利用配分計画(案)について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第21号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和3年第7回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、4番佐々木委員、5番藪内委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

令和3年6月24日(木) 常設審議委員会
鳥取県農業会議通常総会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。
議案の1～5ページです。

(番号1)

譲渡人が渡町のAさんで、譲受人が渡町のBさんです。

申請地を売買により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、境港市中海干拓35筆、畑、計100,225㎡、で農用地区域内にあります。地図は4ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人の規定を満たしております。

第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、72,122㎡で、合計耕作農地面積が、172,347㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、永井委員、河岡委員、築谷委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

事務局長 Aさんの件につきましては、補足説明をさせていただきます。さきほど売買と言いましたが、無償と書いてあります。譲渡ということになります。中海干拓地の農地ですけど、中海干拓地が出来たのが平成元年、平成元年から売り渡しを行っていました。Aさんが設置されたのが平成6年でした。そのあと最初取得された農地は24.5ヘクタール。中海干拓地が100ヘクタール位ですので、4分の1位をAさんが取得されたと言う事です。中海干拓地は当時は売れ残りが半分位あったところでした。しかしながら、Aさんが取得された農地については農業経営が出来ない土地が多くて、作物を栽培するのに苦しまれたと言う状況を伺っております。そういった中で平成10年位までは作付を行っていたと伺っていますが、その後は作付をされなくなりまして、その中で市の土地開発公社の方が24.5ヘクタールの内の5.8ヘクタールを化成場とか養豚場の堆肥センター予定地として買取をしております。その後、国の方は調整池がありますけど、調整池用として、国の方が8.7ヘクタールほど買取をしておりますので今残っているのが10ヘクタール位だという事でございます。その後はAさんは農業経営はされてなかったのですが、Aさんが持っている農地と言うのはBさんが借りておられる状態でした。そういった中で令和2年9月に市の方にAさんが農地を手放したい、会社を解散したいとご相談がありまして、鳥取県と一緒に検討していたところBさんの方が譲渡を受けてくださる事になりまして、今年6月25日に足立会長さんも同席していただきまして、譲渡契約を交わされたと言う事です。同時に3条の申請もしていただいたというところですよ。説明は以上です。

議長 現地調査の報告をお願いします。

永井委員 地図で言うと450番から449番の方はCさんの堆肥がつんであります。周囲は雑草も生えていたんですけど、あとの448番から439番、467番から459番はすべて里芋が栽培されておりました。中央線の1区画438番だけ栽培がされてなくて、ここの畑は条件が悪いのかなと目視ですが判断させていただきました。又、調整池の下の方なんですけど、387番から386番、385番、411番、410番、409番はきれいに整地してあり、これから裁

培できる状態になっていました。また、調整池の地図の左側は、ネギ、里芋が栽培されていたのですが、359番、358番、354番、353番、352番のところは作付はされていませんでしたが耕うんしたらすぐに使えるような状態でした。今回現地調査をして、35筆という面積を栽培できるのはCさんしかないと思いますし、事務局が先ほど言われたように水はけが悪く、条件が悪いので作物に限られるところもあると思いますけど、Cさんでしたら、うまくクリアーできると思っていますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。
ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)、原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして(番号2)を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 続きまして3ページをご覧ください。

(番号2)

譲渡人は財ノ木町のDさんで、譲受人が小篠津町のEさんです。

申請地を売買により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、境港市渡町3筆、畑、計1,895㎡、で農用地域内にあります。地図は4ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、5,927㎡で、合計耕作農地面積が、7,822㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。
現地調査は、永井委員、河岡委員、築谷委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

永井委員 渡の手前の方にパスタとピザのお店があるのですが、その向かい側を曲がるとホテルがあります。ホテルの斜め北側に申請地がありまして、もう作付できるように業者さんの方が堆肥をまいてあります。ネギのざんさがありまして、その中に草があるような状態になっています。その土地は焼き畑で小高くなって整地されている状態でこれから先は作るのが大変かなと思うのですが作られる方がうまくするだろうと現地調査で思いました。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。
ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。つづきまして続きまして議案第32号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第33号「農用地利用配分計画(案)について」関連がありますので一括して説明をお願いします。議案内容に関係しますので〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案の6ページから8ページです。8ページが総括表です。賃借権設定のみで、畑14筆、12,126㎡です。7ページが利用権設定の各筆明細です。今回はすべて機構契約になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。続いて、議案第33号「農用地利用配分計画(案)について」を説明させていただきます。議案の9ページから10ページです。これは農地中間管理事業に

より借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。今回は、利用集積計画で機構に集積された農地について、全筆を配分するという配分計画案になっております。なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。議案第32号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第32号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第33号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第21号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会(会長) 令和3年 7月26日(月)

○農業委員会会長協議会役員会、監査会(会長) 令和3年 7月26日(月)

○第8回境港市農業委員会総会(第1会議室) 令和3年 8月 6日(金)

※現委員対象

◆午後1時30分～

○第9回境港市農業委員会総会（第1会議室） 令和3年 8月10日（火）

※新委員対象

◆午前 11時00分～ 辞令交付式、総会

※農業委員のみ出席

◆午後 1時30分～ 総会、研修会

※全員出席

- ・農業委員会情報 市報7月号「農地の転用について」
市報8月号「農地法の下限面積について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和3年第7回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年7月14日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
